

炭化水素自動測定装置（非メタン炭化水素測定法）仕様書

本仕様は、堺市の大気環境常時監視測定局に設置する炭化水素自動測定装置（水素発生装置付き）について定めるものである。

1 機能及び性能

- (1) 測定方法 非メタン炭化水素測定法
- (2) 測定対象 メタン濃度（以下「CH₄」という。）及び非メタン炭化水素濃度（以下「NMHC」
という。）
- (3) 測定範囲 0～5, 0～10, 0～20ppmC
- (4) 測定周期 1時間リセット信号により1時間濃度とする。
- (5) 基本性能 炭化水素自動測定装置及び水素発生装置については、JIS B7965 の規格
を満たすこと。
- (6) スパン校正 スパン校正が2週間以内の任意の周期で自動的に校正ができること。また、
手動でも校正できること。
- (7) 記録 記録計に CH₄、NMHC の測定値及び積算値を記録すること。また、手動による
クロマトグラムの記録確認ができること。
- (8) その他 停電したときは、水素ガス系統を遮断し、手動により復帰すること。また、
水素発生装置は、純水の電気分解により高純度水素ガスを発生させ、蒸留
水補充期間は10日以上。なお、キャリアガスについては、測定局舎が建物の3階（
少林寺局）及び屋上塔屋（浜寺局）にあり、47L 容器の搬出入が困難であるため、
10L 容器により10日以上測定を継続することが可能であること。

2 テレメータ接続

- (1) 接続 環境省の「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様（改訂
版）」に適合した入出力機能を有すること。納品装置は堺市のテレメータ子局
装置にデジタル接続して動作確認し、正常動作させること。なお、不具合がある
場合は納品装置にて措置すること。
- (2) その他 出力データ形式は堺市のテレメータ装置の仕様に適合させること。

3 装置全体

装置には、通常測定並びに自動スパン校正に必要な装置、配管、標準ガス用減圧弁 1
個、キャリアガス用減圧弁 2 個を含むものとする。ただし、標準ガス及びキャリアガス
は含まない。

4 設置方法

既存の装置を撤去後、原則として同じ位置に新たに設置すること。なお、撤去後の装
置の処分は本業務に含まないが、堺市が指定する場所へ搬出すること。

5 消耗品及び取替え部品

12ヶ月間測定に必要な消耗品及び1年間で保守交換する部品を一年分納品すること。

但し、標準ガス及びキャリアガスは含まない。

6 保証期間

保証期間は納入検査合格の日から12ヶ月間とする。この期間に生じた故障等は機種メーカーが無償で修理を行い、その故障修理に対して修理後1年間保証すること。

7 台数

2台

8 納品設置場所

- ・少林寺局 堺市堺区少林寺町東 4-1-1 少林寺小学校内
- ・浜寺局 堺市西区浜寺船尾町西 5-60 浜寺中学校内

9 納品設置期限

堺市と調整し令和6年12月27日までに納品設置すること。

以下余白